

今後の精神保健福祉対策の基本的考え方（将来ビジョンの枠組み）

昨年9月以降、「精神病床等に関する検討会」及び「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、今後の精神保健福祉対策の在り方に関し検討が進められてきたが、各検討会で主たる関心事項として意見交換がなされた点を対策の基本的考え方（将来ビジョンの枠組み）として整理すると、大きく次の3点に集約される。

※ 2については、3月24日に「地域生活支援の在り方に関する検討会」において、「各種サービス・各実施主体の機能と将来の在り方」及び「精神障害者施策の財源配分・構成の在り方」についての一巡目の議論が予定されており、その議論を踏まえて今後追加・変更等があり得る。

1. 良質な医療を効率的に提供し退院を促進する体制づくり（主に精神病床検討会での議論）

(1) 患者の病態に応じた病院・病床の機能分化

- 入院患者の早期退院を促進するため、精神病床の機能分化を促進し、患者の病状等に応じた適切な医療を提供できる体制を整備することが必要ではないか。
- 急性期においては、医師、看護師等の人員体制を充実させ医療密度の濃い仕組みを作ることにより、質の高い医療を確保し、入院の長期化を防ぐことを目的とすべきではないか。
- 在院長期化予備群など退院に向けたサポートが必要な患者に対しては、地域ケアへの円滑な移行を図るために集中的な社会復帰リハビリの提供体制の構築を図るべきではないか。
- 重度精神障害者や日常生活能力の低い長期入院の高齢者群に対しては、それぞれ専門的な入院医療を行える体制や必要に応じた新たな施設類型等が必要なのではないか。
- 痴呆疾患の患者については、初期段階における適切な治療を含めた処遇の在り方を検討することが必要なのではないか。

(2) 入院形態ごとの入院期間短縮

- 措置入院や医療保護入院等で入院した患者については、適切に病状を確認し、早期に退院や任意入院の形態への移行を促すような仕組みが重要ではないか。
- 任意入院で入院している患者についても、適切に病状を確認し、早期の退院を促すような仕組みが重要ではないか。
- 現在の長期入院患者に対しては、病院との連携のもと、患者に対し地域生活に関する適切な情報を提供しつつ、段階的に地域生活に移行させる枠組みを都道府県単位で整備する必要があるのではないか。

(3) 処遇内容の改善

- 身体的拘束や隔離などの患者に対する行動制限については、病状等に応じて必要最小限の範囲内で適正に行われていることを確認できるような仕組みを作っていくべきではないか。
- 任意入院患者については、原則として開放処遇を受けるものであることを徹底させるような方策が必要なのではないか。

2. 退院後等における地域生活を継続する体制づくり（主に地域生活支援検討会での議論）

(1) 住・生活・活動等の支援体系の再編

- 現行の支援体系について、障害者の状態等と社会資源とをどのように結びつけるのか、どのように段階的に自立へと促していくのかといった視点から再編を図ることが必要ではないか。
- 地域でのバックアップ体制を確立することにより、精神障害者がグループホーム等を経て最終的には自宅又はアパートで生活できるような取組を進めるべきではないか。
- 訪問サービスやショートステイなどの居宅生活支援を充実させ、使い勝手を良くすることを通じて、在宅中心の地域生活を支援していくべきではないか。
- 特に現役層に対しては、社会の中で役割を持ってもらうための就労支援の方策が重要であり、授産や福祉的就労から一般雇用へと結びつけるための施策を展開することが必要ではないか。
- 重度精神障害者が地域においても安定した生活を送ることができるよう、医療も含めた総合的な生活支援を包括的に提供する枠組みを構築することが必要ではないか。

(2) ケアマネジメント体制の確立

- 地域で暮らしている当事者や、あと少しの支援があれば退院して地域で暮らせる人たちの支援となるよう、地域生活を総合的に支援するケアマネジメント体制を整備することが必要ではないか。
- ケアマネジメントの範囲としては、公的サービスの利用のみならず、医療、保健、就労、教育等の各種の社会資源を個別の障害者のニーズ等を踏まえて組み合わせ、地域生活の総合的な支援を実現することが求められているのではないか。
- ケアマネジメント体制については、地域生活支援センターや市町村等相談機能を有する既存の社会資源を活用しつつ、専門性の高い案件等についても調整機能が発揮されるよう、重層的なものとすべきではないか。

(3) 国・都道府県・市町村の役割分担

- 国としては、地域生活支援を軸に、既存の医療対策、社会復帰対策、地域対策の再編を進めていくべきではないか。
- 都道府県単位で、地域の実態を十分に分析した上で、良質かつ効率的な医療の提供、退院促進方策、救急、通院等の地域医療などについて、地域支援体制の整備と併せて計画的に押し進める体制を整備する必要があるのではないか。
- 精神障害者の地域生活支援を考えていく上で、身体障害者や知的障害者と同様、地域に最も身近な存在である市町村の役割をより重視していくべきではないか。

3. 新たな仕組みを支える基盤づくり（両検討会での議論）

(1) 評価・チェック体制

- 精神医療審査会の機能の充実と適正化を図り、精神医療の質を評価する体制を強化すべきではないか。
- 地域の福祉サービスについても、その機能を評価する仕組みが検討されるべきではないか。

(2) 新たな仕組みを支える人材の育成・確保

- 精神医療の質の向上を目指して、医師、看護師等の教育・育成を図ることが必要ではないか。
- ケアマネジメント体制等の確立に際して、担い手となる人材育成の方策を検討すべきではないか。

(3) 財源配分の在り方

- 精神医療に係る良質な医療の効率的な提供に向けた抜本的な診療報酬体系の見直しが必要なのではないか。
- 精神障害者施策における財源については、これまで医療に重きを置いた配分となっており、今後、地域生活を軸として考える上において、医療から福祉への配分の転換が必要なのではないか。

精神病床等に関する検討会における今後の検討の進め方

1. 全体的な事項

- 精神病床等に関する検討会では、次の事項について、夏までの間、引き続き検討する。
 - ① 良質な医療を効率的に提供し退院を促進する体制づくり等の将来ビジョン
 - ② 精神病床の基準病床数の算定式
- ①については、本検討会の夏までの検討結果を、秋以降の関係審議会等での検討に反映させる。
- ②については、当面必要な見直しとして実施するものとし、本検討会で、夏までに最終的な結論を得る。

2. 主な検討事項

(1) 将来ビジョン関係

- 本検討会では、4月以降、まず良質な医療を効率的に提供し退院を促進する体制づくり等の主要事項として、下記を中心に検討を進めてはどうか。
 - ・ 患者の病態に応じた機能分化の基本的考え方の検討
 - ・ 入院形態ごとの入院期間短縮や処遇内容の改善の方策の検討
 - ・ 都道府県を中心とした良質かつ効率的なサービス提供体制や精神医療の評価・チェック体制のあり方の検討
- この場合、各回の議論を効率的に進めるため、これまでの検討会の議論を踏まえ、今後のあり方に関する考え方等を整理した資料も事務局より提出するものとする。

(2) 精神病床の基準病床数の算定式関係

- 現行制度下での必要な見直しとしては、「入院期間で患者群を区分し、それぞれ必要数を算定」するという考え方を基本として、患者動態等の地域別データ整理・分析等の作業を6月頃までに終え、その結果等を踏まえ、(1)の検討後、本検討会で、算定式の見直し方針を議論し夏までに決定するスケジュールとしてはどうか。
- この場合、開催頻度等の問題もあり、本検討会を効率的に進めるため、地域別データ整理・分析等の作業については、専門家の協力を得つつ、事務局において、6月までに、その作業結果を終え、その結果を本検討会として報告を受け、算定式の見直し方針の議論を進めることとしてはどうか。